

成全寮寮則

第1章 総則

- 第1条 この寮は関西学院大学成全寮（以下「寮」という。）と称し、関西学院大学学生活動支援機構レジデンスセンターの所管に属す。
- 第2条 寮は関西学院大学に籍を置き、所定の手続きを経て入寮を許可された者により構成される。
- 第3条 寮生は、キリスト教主義による全人教育を旨とする本学の学生寮設置の目的を自覚して、常に本学学生の模範であるように努めねばならない。

第2章 寮会

- 第4条 寮は、共同生活の規律の維持と円滑な運営のために寮会を設ける。
- 第5条 寮会は、寮生間の意思決定の最高議決機関であり、寮生はこれに出席する義務を負う。
- 第6条 寮会は定例寮会と臨時寮会を設置する。定例寮会は原則として毎月2回第2水曜日に寮長がこれを召集する。臨時寮会は必要があると認められた場合、及び全寮生の4分の1以上の要求があった場合に寮長がこれを召集する。
- 第7条 寮会の召集は少なくとも7日前に公示し、執行部会議終了時から寮会開始までの間に議題を公表する必要がある。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 第8条 寮会を欠席する者は、執行部会議迄に欠席届を提出し、その承認を得た上で、寮会において寮生の賛同を得なければならない。
- 第9条 寮会は全寮生の4分の3以上の出席によって成立し、決議は出席人数の過半数を必要とする。
- 第10条 執行部は寮会の前日までに執行部会議を開き、議題を決定する。必要があると認めた場合は臨時にこれを開くことができる。
- 第11条 各学年は必要と認めた場合学年集会を設置することができる。

第3章 委員

- 第12条 執行部として寮長、副寮長、議長、学年委員長、書記、厚生委員長を1名ずつ置く。但し、後期に限り副寮長を2名置くものとする。
- 第13条 その他の委員として寮食、体育の各委員を1名ずつ。会計、写真を2名ずつ置くものとする。
- 第14条 各委員は必要に応じて補佐を置くことができる。

- 第 15 条 委員は必要に応じて臨時にこれを置くことができる。その場合は寮会で報告する必要がある。
- 第 16 条 委員の任期は前期、後期の 2 期制とし、任期はそれぞれ入寮選考終了時から 9 月 24 日、9 月 25 日から入寮選考までとする。但し、再選はこれを妨げない。
- 第 17 条 各委員の選出は当該学年間での自推又は互選とする。
- 第 18 条 委員（寮長も含む）のリコールは全寮生の過半数によって成立する。また、辞任の承認も過半数で成立する。
- 第 19 条 委員がリコールされた場合、若しくは辞任が承認された場合、ただちに当該学年によって後任の委員を選出する。但し、寮長の場合は副寮長がこれに替わるものとする。
- 2 前項の場合、後任の副寮長は当該学年によって選出する。
- 第 20 条 病気、事故等やむをえない理由で各委員が任務を遂行できない場合は、前条に従い新たな委員を選出する。

第 4 章 寮行事

- 第 21 条 寮行事は寮会で定めるものとする。
- 第 22 条 寮生は寮行事に参加する義務がある。
- 第 23 条 寮行事をやむを得ない理由で欠席する場合は、寮会を欠席する場合の手続きにならう。

第 5 章 入寮・退寮

- 第 24 条 入寮・退寮は学生寮規程に定められた所定の手続きを経なければならない。
- 第 25 条 入寮は新入生に限る。但し、交換留学生についてはその限りではない。又、欠員がある場合は補欠入寮を認めることがある。
- 第 26 条 寮生は入寮選考会に出席する義務がある。
- 第 27 条 寮生は原則 4 年間在寮する義務がある。
- 第 28 条 やむを得ない理由で退寮する必要がある場合は、事前に寮長に申し出て、寮会での審議を経て、レジデンスセンター長と寮監が合議の上、これを退寮させることができる。
- 第 29 条 寮生としての義務を怠るなど、寮生にふさわしくないと判断される行為が著しい場合、寮会での審議を経て、レジデンスセンター長と寮監が合議の上、これを退寮させることができる。

第6章 寮費・自治会費

- 第30条 寮生は原則として、寮費及びインターネット代を前月末までに大学に納入しなければならない。又、諸経費及びエアコン代を翌月末までに大学に納入しなければならない。
- 第31条 入寮に際し、新入寮生は寮に自治会加入費を納入しなければならない。
- 第32条 寮生は寮に自治会費を納入しなければならない。
- 第33条 自治会加入費と自治会費は寮運営のための費用として徴収される。

第7章 生活一般

- 第34条 寮生は共同生活をしていることを自覚し、他の寮生に配慮した言動に心がける必要がある。
- 第35条 寮生は常に自室を清潔に保ち、その整備に努め、施設並びに器具の保存に責任を負わなければならない。
- 第36条 寮生が外泊するときは、定められた形式において外泊名簿に記入しなければならない。
- 第37条 外来者に関しては次の規則を定める。
- 1 外来者の訪問に際しては必ず寮生の取り次ぎを要す。
 - 2 外来宿泊者は成全寮生の知人であること。
 - 3 外来宿泊者の保証人には寮生がなり、所定の名簿に記入する必要がある。
 - 4 女子は宿泊できない。但し、親族に関してはこの限りではない。
 - 5 寮に宿泊できる期間は、2泊3日までとする。
- 第38条 飲酒・喫煙・薬物に関しては次の規則を定める。
- 1 飲酒は自室のみで行うこと。
 - 2 外の喫煙所以外は自室も含めて寮内全面禁煙とする。
 - 3 未成年の飲酒及び喫煙は絶対に禁止とする。
 - 4 違法薬物の所持、使用を絶対に禁止とする。

第8章 改正

- 第39条 寮則の改正は全寮生の4分の1以上から改正の要求があり、全寮生の3分の2以上が賛成した場合、改正される。

附 則

- 1 この寮則は2008年9月1日から施行する。
- 2 この付則は、2020年（令和2年）12月1日から改正施行する。
- 3 この付則は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。